

赤穂市アフタースクール 入所のしおり



赤穂市教育委員会



赤穂市アフタースクール入所基準

アフタースクールは、放課後等に保護者等が就労、疾病・障害や同居等の親族を常時看護・介護しているため、家庭で保育することができない場合に利用することができます。

	該 当 す る 項 目		必 要 な 書 類
1	就労等により保育することができない	居宅外での就労 ①被雇用者 ②自営業者を除く会社等 役員	・就労証明書 ※雇用主（人事担当者）が作成
		居宅内等での就労 ③自営業者 ④フリーランス ⑤農業従事者 ⑥内職	・就労証明書 ※民生委員・児童委員の確認が必要
		就学している	・学生証の写し ・週の履修状況等がわかる時間割
2	保護者自身の心身の状況により保育することができない	・疾病、負傷している ・精神又は身体に障がいがある ・要支援もしくは要介護状態である	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、居宅介護支援計画書等（疾病・障害名、身体状況等が記載されているもの）の写し、又は診断書（各種障害者手帳の場合、記載内容に応じて、追加で診断書の提出をお願いする場合があります）
3	同居等の親族を常時看護、介護しているため保育することができない	同居等の親族が ・疾病、負傷している ・精神又は身体に障がいがある ・要介護状態である	・看護・介護されている者の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、居宅介護計画書等（疾病・障害名、身体状況等が記載されているもの）の写し、又は診断書（各種障害者手帳の場合、記載内容に応じて、追加で診断書の提出をお願いする場合があります）
4	その他の理由により保育することができない		・就労証明書 ※就労証明書の「14 備考欄」にその他の保育することができない理由を記入のうえ、民生委員・児童委員が確認 ・内容に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

次の（１）～（３）に該当する場合、シフト表、活動予定表（任意様式）、業務工程表等の就労の従事状況がわかる書類を利用申請書に添付してください。また毎月アフタースクールに提出してください。

（１）土曜日利用者

（２）交代勤務等により勤務時間等が変則である利用者

（３）活動内容が毎月変動する利用者

※ネット上でシフトが管理されているため提出できない場合、毎月のシフト表はアフタースクール職員に画面を見せることで勤務状況を申告してください。ただし、利用申請書にはスクリーンショットを印刷する等の方法により、添付してください。

アフタースクールとは

保護者が就労や疾病等の理由で、放課後等に児童を保育することができない場合、「あそび」や「生活」の場を提供することで、児童の健全育成を推進する事業です。

○対象児童

保護者が「赤穂市アフタースクール入所基準」の要件に該当する児童

○実施施設

小学校区	名称	電話・FAX	所在地（支援数）
赤穂	赤穂アフタースクール	42-9972	赤穂小学校内（2 支援）
城西	城西アフタースクール	43-8020	城西小学校西隣：城西町 49（2 支援）
塩屋	塩屋アフタースクール	42-9928	塩屋小学校内（2 支援）
赤穂西	赤穂西アフタースクール	42-1208	赤穂西小学校内（1 支援）
尾崎	尾崎アフタースクール	42-9228	尾崎小学校敷地内・尾崎小学校内（2 支援）
御崎	御崎アフタースクール	45-7145	御崎小学校敷地内（1 支援）
坂越	坂越アフタースクール	48-8505	坂越小学校内（1 支援）
高雄	高雄アフタースクール	48-1991	高雄小学校敷地内（1 支援）
有年・原	有年アフタースクール	49-3610	有年小学校内（1 支援）

○定員・支援員等

定員：1 支援あたり概ね 40 人

支援員等：1 支援あたり 2 人を基本

○保育料

利用月	金額（月額）
8月を除く4月～3月	6,000円
8月	13,000円
4月・3月の春季休業日のみ利用する場合	4,000円
12月・1月の冬季休業日のみ利用する場合	3,000円

※日割り計算は行いません。利用日数が少ない場合等、ファミリーサポートセンターの利用をご検討ください。

保育料は利用した月の翌月5日に届け出の金融機関から引き落としします。

利用予定月に休（退）所する場合、前月末までに休（退）所届を提出してください。届け出がない場合、保育料が引き落としされる場合があります。

引き落とし口座は可能な限り、利用承諾者名義としてください。

※残高不足により引き落とし不能とならないよう注意してください。

※未納となった保育料は再度引き落としできません。引き落としができず、未納となった保育料の納付書が届いた場合、速やかに納付してください。

●保育料の減免について

就学援助を受けている場合、保育料の減免を受けることができます。該当者は申請書を提出してください。年度当初から就学援助の該当になっていない方で、申請書を提出された場合、減免の承認・不承認の通知は8月下旬頃になる場合があります。

要件に該当しなくなったときは、速やかにお申し出ください。該当しなくなった月に遡って保育料を納めていただきます。

○おやつ代・教材費

保育料におやつ代、教材費は含んでいません。おやつ代、教材費はアフタースクールごとで金額を設定し、それぞれで集金します。また、各アフタースクールで徴収するおやつ代に土曜日のおやつは含んでいません。土曜日利用承諾者は各自おやつを持たせてください。

○実施日・時間

月～金曜日・土曜日・長期休業日・学校の振替休業日等

時間の目安 ※授業終了時間等により変動します	月～金曜日	土曜日・長期休業日・ 振替休業日等
午前8時		開所
正午		宿題・あそび 片付け 昼食 自由活動
授業終了後 (放課後子ども教室終了後)	開所	
	おやつ・宿題・ あそび・自由活動 片付け	おやつ・宿題・ あそび・自由活動 片付け
午後6時	閉所	閉所

※土曜日は、普段利用しているアフタースクール以外の場所で預かりになる場合があります。

- 休所日：日曜日・国民の祝日（振替休日含む）・年末年始（12月29日～1月3日）・夏季休業中の学校閉鎖期間・3月31日（休日の場合は3月30日）・その他教育委員会が必要と認めた日

○土曜日・長期休業日・振替休業日等の利用開始時間

長期休業日等の利用開始時間は、通勤時間等を考慮し、市内勤務者は勤務開始時間の30分前から、市外勤務者は勤務開始時間の1時間前から利用可能としています。例のように保護者の勤務先が市内・市外に分かれている場合、遅い時間にあわせてご利用いただくようにお願いします。

例）母親：勤務開始時間：8時30分（市内勤務）→8時～

父親：勤務開始時間：8時45分（市外勤務）→7時45分～

○気象警報の発令による休所

学校が休校となった場合、アフタースクールも休所します。

長期休業日等も午前7時に赤穂市・相生市・上郡町・播磨南西部・兵庫県全域のいずれかに気象警報が発令されている場合、休所します。

警報発令により学校から下校した場合、アフタースクールも休所します。

利用開始以降に警報が発令された場合、速やかにお迎えをお願いします。

○児童の送迎

送迎は児童の安全上、保護者等の責任で行ってください（18歳未満の兄弟の送迎は認めません）。アフタースクールから児童一人での帰宅はできません。

例外的にファミリーサポートセンターのサービス提供会員や習い事の指導者のお迎えも認めていますが、児童の引き渡し間違い等防止のため、申請書に記入がない人が送迎する場合、連絡帳や電話等であらかじめお知らせください。報告がない場合、引き渡しできない場合があります。

○欠席するときの連絡

アフタースクールを欠席する場合、学校への連絡とは別に必ず連絡してください。あらかじめ欠席することがわかっている場合、連絡ノートで連絡してください。

急な欠席や学校を早退した場合、電話・FAXで連絡してください（留守番電話対応）。

学校からアフタースクールへの連絡は原則ありません。保護者の責任でアフタースクールに連絡し、無断欠席にならないよう注意してください。

○家庭との連絡

送迎のときに依頼・確認事項の連絡や児童の様子をお知らせすることがあります。連絡ノートでお知らせする場合がありますので、家庭での記入の有無に関わらず、利用日は必ず連絡ノートを持たせてください。

○健康管理

病気等で学校を休んだ場合、アフタースクールも必ず休んでください。

季節インフルエンザ等感染症に感染した場合、次のとおり対応をお願いします。

- ①本人が感染し学校を休んだ場合、アフタースクールも休んでください。
- ②同居家族等が感染した場合、家庭で保育できる人がいないときは利用できます。
- ③学校閉鎖の場合、アフタースクールも休所します。
- ④学年・学級閉鎖の場合、該当の学年・学級の児童は利用できません。

○基礎疾患・アレルギー等

喘息等の基礎疾患や食物アレルギー等がある場合、申請書に記入したうえで、利用するアフタースクールに各自で必ずお知らせください。

○昼食の持参

給食のない日、長期休業日、学校の振替休業日及び土曜日利用承諾者でお昼をまたいで利用する場合、お弁当を持たせてください。

○水筒の持参

利用日は毎日持たせてください。夏季休業日をはじめ、暑い時期は水筒を複数持たせる等工夫し、不足しないようにしてください。不足した場合等、必要に応じて実費をいただくことがあります。

○宿題の確認・タブレット端末の利用

宿題の時間をとりますが、アフタースクールは学習塾ではありません。宿題の内容確認や本読み、九九などは各家庭で行ってください。

学校から配布されているタブレット端末で宿題に取り組むことは可能ですが、一部電波状況が悪い場所がありますので、ご理解のうえ使用してください。タブレット端末の充電や支援員等による端末の設定補助はお断りしています。紙ベースでの宿題がある場合、優先して取り組むよう指導します。家庭で受講している通信教育等のタブレット端末は持ってこないでください。

長期休業日等においてアフタースクールでできる学校の宿題が終わってしまう場合は、塾や通信教育、家庭で購入した紙ベースの宿題等を持参させてください。

○入所許可の取り消し

入所承諾した場合でも次に該当する場合、取り消すことがあります。

- ① 入所要件に該当しなくなった場合（放課後等保護者が監護できる場合等）
- ② 申込内容等の手続きに偽りがあった場合
- ③ 支援員等の指示に従わない場合
- ④ 保育料が3カ月以上未納となった場合
- ⑤ その他、アフタースクールの管理運営上支障があると認められる場合

○登録内容・利用月の変更等

住所・氏名・電話番号等登録内容に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。保育料引き落とし口座の名義の変更により、引き落とし不能にならないよう注意してください。

利用月に変更が生じたときには変更届を提出してください。また、長期休業日のみの利用承諾者で利用しない月がある場合、休（退）所届を提出してください。

変更届や休（退）所届は、ホームページからダウンロードできます。

○その他

家庭で購入した玩具・漫画は持ってこないでください。（ただし、授業やクラブ活動、朝読書で利用している本は除く。）

しおりに記載していること以外にもアフタースクールごとに決まりごとがあります。

詳しくは、利用するアフタースクールにお問い合わせください。

アフタースクールで怪我をした場合等、加入している保険の範囲内で補償します。

保護者の勤務がお休みの日は、家庭での保育にご協力ください。

○問い合わせ先

赤穂市教育委員会生涯学習課 〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

電話：0791-43-6858 Fax：0791-43-6895